## ○愛西市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成23年4月28日

訓令第16号

改正 平成24年3月30日訓令第30号

平成25年2月15日訓令第4号

令和3年3月25日訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、愛西市における環境に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するため、愛西市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 環境基本計画に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境に関する基本的事項
  - (3) その他必要な事項

(委員定数)

第3条 委員会の委員の定数は、10人以内とする。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 事業者の代表者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要と認める者 (任期)
- 第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(組織)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員 長の指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。 (会議)
- 第7条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。
- 2 委員会においては、委員長が議長となるものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 (専門部会)
- 第8条 委員会は、環境に関する専門事項を調査する必要があるときは、別表に掲げる所属の者をもって愛西市環境基本計画策定専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。
- 2 部会は、委員会に提案する事項について協議又は調整する。
- 3 部会には部会長、副部会長を置く。
- 4 部会長、副部会長は部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が 欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 8 部会長は会議において、必要な職員の出席を求めることができる。
- 9 部会は、当該事項に関する調査が終了したときは、解散されるものとする。

(協力)

第9条 各部課(局・園)長等は、部会から要請があった場合は、積極的に

協力するものとする。

(庶務)

- 第10条 委員会等に関する庶務は、市民協働部環境課において処理する。 (その他)
- 第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第30号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月15日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日訓令第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## 別表 (第8条関係)

712C (70 0 7C (X) (V) /	
部等	課等
総務部	総務課
企画政策部	経営企画課
市民協働部	環境課 市民協働課
健康子ども部	子育て支援課
保険福祉部	高齢福祉課
産業建設部	産業振興課 都市計画課
上下水道部	下水道課
教育部	学校教育課 生涯学習課